平成２７年（フ）第６５号
和歌山市六番丁19番地　畑山ビル４階403号
吉澤義則法律事務所
債務者　青木千亜紀（旧姓貫洞）
法定代理人保佐人　弁護士　吉澤　尚美
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
和歌山県海南市井田87番地　幸栄荘202号
債務者　藤木　　諭
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
岐阜県海津市南濃町境1336番地39
債務者　赤坂現こと　韓　　在現
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５５０７号
大阪府茨木市郡５丁目19番26号　カサ・フィエスタ302号
債務者　坂川　　清
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１８号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―212号　林方
債務者　齋藤　周子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番４―305号
債務者　笹川　清廣
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５８号
大阪市住之江区粉浜２丁目13番９号　グリンハウス101
債務者　林　愛由花
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１０号
大阪府門真市江端町36番１―106号、前住所大阪府門真市下馬伏町24番23号
債務者　山田　　正（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４６号
大阪府東大阪市四条町９―１　セットメゾン四条Ａ棟、住民票上の住所大阪府大東市諸福１丁目９番58号
債務者　川口　英雄
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４７号
大阪府門真市下島町８番26号
債務者　えび財天こと　井川　英智
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５０号
大阪府寝屋川市美井元町６番６―302号
債務者　大森　郁弥
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５３号
大阪府枚方市津田駅前２丁目20番20―403号、住民票上の住所大阪府枚方市桜丘町45番２―1204号
債務者　川北　亮太
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３１号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―1412号
債務者　宮下　征丈
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５４号
大阪市北区長柄西１丁目５番16号　アメニティ天神橋40Ａ号室
債務者　森　　幸介
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６９号
大阪府門真市上島町38番10号　サン上島205号
債務者　平南真由美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４４号
大阪府門真市江端町11番１―1118号
債務者　小嶋　勇太
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９０号
大阪市東住吉区矢田３丁目８番１号　アメニティＫ＆Ｋ―１　401号、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目19番５号　宮嶋方
債務者　田辺　　満
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部